

はじめに

平成18年12月の国連総会において、「障害者の権利に関する条約」が採択されました。同条約の批准に向けて平成23年8月に一部改正された「障害者基本法」では、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮し、と規定されています。

教育分野では、平成24年7月中央教育審議会初等中等教育分科会において今後の特別支援教育の在り方についての議論が進められ、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」として取りまとめられました。本報告を受け、平成25年9月1日「学校教育法施行令の一部改正」と共に障害のある児童生徒の就学手続きの大幅な見直しがあり、平成25年10月「教育支援指導資料」（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）が発刊されました。

「教育支援指導資料」では、早期からの一貫した支援の重要性や保護者や本人に対する早期からの教育相談等を通じて、保護者や本人に十分な情報提供を行うとともに、関係者がその意向を最大限尊重しつつ、障害のある児童生徒の教育を第一に考えていくといったその基本姿勢が打ち出されました。

さらに、就学先決定に向けては、幼児児童生徒一人一人の障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況を踏まえ、総合的な観点から就学先の判断を行うこととなっております。

本書は、障害のある子どもの就学支援、並びに就学事務手続き等について本庁に寄せられた質問を取りまとめ「就学支援Q&A」として掲載いたしました。

つきましては、障害のある子どもの就学先決定の取組の際にご活用の上、充実した就学支援が展開できますようよろしくお願い致します。

令和3年4月

沖縄県教育委員会